

知的財産の創出・管理・活用に関する基本理念

1. 一般社団法人 CRD 協会(以下「当協会」という。)の役職員(以下単に「役職員」という。)は、「当協会」の設立目的である、中小企業金融の効率的かつ健全な実施体制の高度化に向けた会員のニーズ(以下単に「会員のニーズ」という。)に応えるため、会員共有の貴重な資産である CRD データベースを基礎に、「当協会」に蓄えられた知見や「当協会」における知的創造の取組みの成果(以下、CRD データベースと合わせて、「当協会の知的財産」という。)を活かし、信頼できるアライアンス・パートナーとともに、的確なソリューションを提供する。
2. 「役職員」は、「会員のニーズ」に応えるために、「当協会の知的財産」を踏まえて、常に、知的想像力を働かせ、斬新な発想を積み重ねることによって、新たなソリューションを提供する、知的創造サイクルを構築することに努力する。
3. 「役職員」は、「当協会の知的財産」が侵害され、又は不当な取扱いを受けることのないよう、必要な取組みを行うとともに、他人の知的財産についても、これを尊重し、適正な評価に基づき対応することにより、「当協会」の提供するソリューションを利用する会員に対して、知的財産に係るセキュリティに対する安心と信頼を提供する。

2012 年(平成 24 年) 1 月 4 日

(改訂) 2012 年(平成 24 年) 4 月 2 日

(改訂) 2014 年(平成 26 年) 6 月 24 日

一般社団法人 CRD 協会
代表理事会長 増川 道夫